資金決済に関する法律20条1項の規定に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2020年3月31日の取扱いを終了した当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

1．払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
株式会社馬車道

2．払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
旧馬車道商品券（500円券）

3．払戻しの申出期間
2020年4月1日から2020年6月30日

※当該申出期間内の申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。

4．申出の方法
払戻し対象である「馬車道商品券」をお持ちのお客様は、弊社各店舗にお申出下さい。

5．払戻しの方法
お持ちいただいた「馬車道商品券」と引き換えに同額の金額を振込み致します。

6．払戻しに関するお問い合わせ先
〒360-0161　埼玉県熊谷市万吉2950番地1
株式会社馬車道総務人事部
048-539-1717

株式会社馬車道
2020年3月31日